

## 佐伯と園木田誠歩(三)

(三)

—その生と死—

会員 山 本 保

「幾かざるの記」より

明治二十六年十二月二十四日

明日は佐伯を去らん、今年佐伯を見るは明日が最後である。明日汽船に乘じ帰省の途に上り、今年の最後の膝下に送るべし。今夜が今年佐伯に筆とする最後なるべし。

今夜月明かりにして感慨に堪へず、言ふに言ひ難故悲愴の感胸へ充ち来るなり。

十二月二十五日

午前九時過ぎ、坂本氏(永年定)の寓居を出立、桂港へ暮落へ立る茶店にて憩ひて、上り汽船を待つ。待つ久しくして船来らず、待ちくたびれて独り散歩を試む。

汽船來り乗船す。正午と覚しき頃漸く出港す。

(註)鶴谷茶館の冬休季を利用して、御里へ帰省しました。  
十二月二十七日  
夜十二時頃漸く岸へ下港へ父母(山口県柳井町)へ着、帰宅又十二時過ぎぬ。

十二月三十一日

明治二十六年將に遊さんとす。嗚呼二十六年爾去れ、二十七年爾來れ、吾が二十三才は去り、二十四才は米らんとす。

明治二十七年一月三日

後柳井津より乗船。  
四日朝門司より汽車、午後立時過ぎ熊本着。

一月十日

朝熊本を出發して帰路に就く、立野に宿す。

一月十一日

阿蘇山に登る。この日坂梨に宿す。

一月十二日

坂梨を馬車にて發し、竹田まで午後に着し、竹田より徒歩、夜に入つて市場(三重町)に着。

一月二十三日

佐伯に帰る。市場と佐伯との行程十一里許り、徒歩にて帰る。

一月二十三日

今夜雨と衝いて登校、路、陋巷の暗き處を過ぐ。思つて人生の生存、天地の玄妙の事に至り、卒然として回顧すれば、雨暗く、魂泣く。

(註)明治二十七年の正月(二十四才)と父母の膝下で樂しく迎えまーたが、一月三日カ夜柳井町から船に乗つて門司に渡り、それから菅原八幡宮、博多、大宰府天滿宮等を見物して、熊本を訪れまーた。

熊本には五日間滞在し、市街から三里ほど杉上村に居る友人大曾直徳(徳富蘆葦を紹介した人)と訪問しまーた。そこで十日の朝熊本を出發して、十一日には何蘇登山をニシヌエ、坂梨、竹田、三重町、因尾(伊豆村)を経て、十三日夕刻暮れやつて佐伯に帰任しまーた。  
(二十日間帰省で一た)

当時、豊肥線はまだ開通しておらずので、熊本から佐伯に至る行程三十六里か、うち七里は馬車で、残り二十九里は徒歩で一た。その健脚ぶりには恐れ入ります。

一月十四日由藩主毛利高範公・經營主任中根旅胤・幹事日置泉等を賜許へ、帰任の挨拶をして、ます。  
八氏は多少諸君の御親交を被り、由承り居候。  
一日十五日から再び鶴谷学館の授業を始めました。

二月六日、  
今日及收二を送りたり。  
收二は今度吉等兄弟によりて計画せられたる印刷事業の事につき、家大人(父母)と相談いため帰省の途に就き、

三月十七日  
午後一時甚港出發。十八日柳井津着、印刷事業創設に就き、漸然決す  
る所あらんとてなり。

三月二十日

吉が此のたびの帰國は全く印刷業創設に就き、漸然決する所あらんとてなり。  
帰宅入夜直ちに母と口論し、也皆賛成に傾けしめ、  
余りに爲事に怒鳴りしが、市山の老母来り、終に母に吉等兄弟の計画に賛成の意を表す旨の得策なるを忠告す。

十九日(三月一)の午前、古物商東治作氏を訪ふ。此人は印刷所持主と吉等との間に立ちて周旋する人なり。  
借用説を申込みて帰る。

(注) 独歩は、郷里柳井町で印刷業を經營してみたいといつて、  
望みを抱いてまつた。

そのために、明治二十七年二月六日弟收二を先ず帰国させ、折衝にあたらせました。

また、独歩は二月二十六日付の手紙と柳井町の印刷所経営者河井太公へ送つて、ます。

「拜啓・諸君益々御清栄の辰奉賀候。」

陳者小生未だ諸君に一面の誠なき者に蒙れ、吾が父尊  
八氏は多少諸君の御親交を被り、由承り居候。  
然るに此度吾が父裁判所に職を失ひ甚だこまゝ居候。  
思立之事ありて印刷業を試みんとノ願起され、已に  
諸君に何とか談合之れあり一事と承り申し候。  
然るに吾家實にして新たに印刷業を起す能はず、お大  
かに諸君、印刷業の従事せられ居る事生伝聞致し、ご  
九ニニ幸ひ若一譲り受くるを得則如何計り幸ひな  
らめと吾父及び弟、諸君に仰願ひ申せし近諸君譲  
りを好まず、且つ又高価にてトテモ余か家に譲り  
受くべの力なきを察見致し、父上も甚だ失望致つて  
理由に承り候。頗くは諸君、吾が老父を憐れめし。  
諸君若し吾老父及び弟の為に、諸君所持の印刷所を  
挙げて幾年間、幾何かの階料にて貸與し給はば、吾  
が父の喜び如何ぞや。吾が一家若一該ハ柳井の地に業  
を得ば、永く柳井の人なり、及ばずやから土地の為にも  
幾分かの尽力致し得る事と存候。

聞く諸君は悉く富豪の方々なりと、愈々諸君家  
己に富む。直ぐ貿易のき等を半顧みかし。  
小生幼より亦少少の志あり。諸君幸に吾一家を憐  
み給ひ、生も亦自ら博発し、諸君の御厚情當て報す  
名の日出りと信す。

今や職を某学校(生鶴谷学館)に奉じ急に帰省  
の途に就く能はず候間、無礼と顧み半蔵に書面を  
以て諸君の机下に呈一候。

諸君の厚情寛大なる必ず御尊典下さる事と存じ  
候。

國木田 每 夫

方 望々々 謹 言

三月二十六日

夜、岸の下港を太田川丸にて登し、二十七日朝宇品港下着一箱。

三月二十八日

正午、佐伯下りの肱川丸に乗り込みて三津浜を発す。

三月二十九日

佐伯坂本方へ帰るを得たり、佐伯にて歸りて驚いたるは桜花満開せる事なり。妻の穂の吐ける事あり。思ひに因辭よりは気候半ヶ月も早し。

三月三十日

印刷所にて徳富蘆葦より借用依頼。

(註) 三月二十九日柳井軒から佐伯に帰仕した被写は、東京の徳富蘆葦に對して印刷所借り受けるたゞ五百円の借用を依頼し、また同月廿四日被写二つの返却をまつて、重ねて蘆葦にて依頼状を送り付した。

四月一日

徳富蘆葦より融資困難と力返事が来る。

(註) 逐書へ文面左の通り。

「貴書拝見、貴君は小生之介ほどに金儲家なりと思ふ。小女、小生及貴兄の志を諒せざるにあらず、併し右様な金乗及今日下於て出来兼候也、貴兄若一小生の地位にておつて一考せば思半天に過ぎん、幸に諒せよ。」

小生は古の印刷業云々に就て尚ほ貴兄下一考を煩はず、

蓋一実業は空想と兩立せず、而一空想は青年の耽る如きの返書を得たりとて吾敢て望を失はず、印刷業が愈々志大如く成就せざればとて、又敢て失望せず。

四月十一日

此の返書を得たりとて吾敢て望を失はず、印刷業が愈々志大如く成就せざればとて、又敢て失望せず。

吾が流水の流れ走るや依然。岩おうば其の上とこすが、其の横をめぐるか、ともかく流れ遮まざれば止まざるべし。

(註) いよいよ画策しましたが、結局この計画は資金面等で実現の見込みが立ちせず、ナオカの独歩も断念せざるを得ませんでした。

あとがき

—その後の独歩の年譜—

明治三十二年（二十九才）

春、矢野龍溪の紹介により報知新聞社に入社し、政治外交方面を担当し、震閣ワラヅの一員として外務省その他に出入りしました。

明治三十三年（三十二才）

十一月矢野龍溪に招かれ、近事画報社に入社しました。

明治三十八年（三十五才）

日露戦争勃發後、「近事画報」と「戦争画報」と改題更に戦争終了後日、「近事画報」と復題しましたが、社は衰運に向ひました。

明治三十九年（三十六才）

独歩社と東京桜町本郷町に起し、「近事画報」続刊。

明治四十年（三十七才）

独歩社の經營が失敗して破産しました。

明治四十一年（三十八才）

六月二十三日、神奈川県某・湖南湖院で病歿。

結び

独歩を中心とする近事画報社も、日露戦争当時に景気がよかつたのでですが、幾年の終了とともに經營も思うように行かなくてなりました。

更に明治三十九年六月に、独歩社を創立しましらが、翌年破産して、独歩の事業熱はここにおいて終止符を打つたことになります。過勞の結果、独歩の健康もそこからあれて疲労と亢進し、三十八才の若さで、六月二十三日その生涯を閉じました。

城山頂上にある独歩碑の裏面に刻まれてある「昭和八年六月二、三日建立」、「昭和三年六月二、三日再建」の文字は、独歩の死去した明治四十一年六月二十三日とへながりを持っています。

(この文稿終り)

## 本誌と御仕置五人組帳

整理と、今日分の正誤をキミテ

立人組帳と言ふまでもなく幕藩体制下の江戸時代、はずこも同じ幕保組織で、且ゆる取締りや税務徴収等々へて連帶責任を負わせたものである。江戸時代の民政の実態さつがおりて手と手早く資金料であるが、本誌はこれまで度々とりあげてゐるが、幸い今回岩面会員へ説解提供がまつちとして、一志整理して見だ。

ミスであり、失礼の点おわび申します。

序

本五井因良の高野氏主にご教示がありまー在。

前号（五月発行分）「寄託金告物證」書出（23P）

の決済は十月十九日ではなくて九月十九日の誤り。

訂正ねがひます。

(以上、編集者用表

標題と箇條	卷令年月	紀元	時力藩主	本誌摘要
元禄所定の條目	元禄七年九月	一六〇六	義高公	五〇号、三頁
御仕置五人組帳	享保八年八月	一六二三	義高慶公	五一号、八頁

元亨保玉除の 御仕置五人組帳	享保八年吉月	ハセニシ六代萬蔵公
西寛保五年	ハセニシ五年	ハセニシ五代萬蔵公

運が深ひとて博せた。

八社の前奉二段三支のあむる土人組帳で日本といふと考えられるが、割

尚五人組帳の取扱い下へては、本誌六十八号三頁に「御仕置五人組帳」と題し、赤木村大庄屋文書中ノモカを紹介しておいたので、参考されるとよい。

次に正誤、本号119と120の資料に徴集字に次の三又アリントがおつた。御訂正を乞う。

11. ハジ良行

12. 下 8 誤文の火に

13. 上 5、18、28 三分所

14. 上 10 判合

15. 下 25 肉扣

16. 下 4 家主

17. 上 11 組合

18. 19 被

19. 13 被

20. 常

21. 常

22. 常

23. 常

24. 常

25. 常

26. 常

27. 常

28. 常

29. 常

30. 常

31. 常

32. 常

33. 常

34. 常

35. 常

36. 常

37. 常

38. 常

39. 常

40. 常

41. 常

42. 常

43. 常

44. 常

45. 常

46. 常

47. 常

48. 常

49. 常

50. 常

51. 常

52. 常

53. 常

54. 常

55. 常

56. 常

57. 常

58. 常

59. 常

60. 常

61. 常

62. 常

63. 常

64. 常

65. 常

66. 常

67. 常

68. 常

69. 常

70. 常

71. 常

72. 常

73. 常

74. 常

75. 常

76. 常

77. 常

78. 常

79. 常

80. 常

81. 常

82. 常

83. 常

84. 常

85. 常

86. 常

87. 常

88. 常

89. 常

90. 常

91. 常

92. 常

93. 常

94. 常

95. 常

96. 常

97. 常

98. 常

99. 常

100. 常

101. 常

102. 常

103. 常

104. 常

105. 常

106. 常

107. 常

108. 常

109. 常

110. 常

111. 常

112. 常

113. 常

114. 常

115. 常